第百三十三条に次の一項を加える。

８　前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第百四十二条第二項中「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改める。

第百五十五条中「第六十三条第五項」を「第六十三条第六項」に改め、同条ただし書中「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改める。

第百七十六条第四号中「第四項（」を「第六項（」に改める。

第百七十七条中「第二十八条第五項」を「第二十八条第七項」に改める。

（健康増進法の一部改正）

第四十七条　健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の四」を「第十九条の五」に改める。

第四章中第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の三の次に次の一条を加える。

（健康増進事業の実施に関する情報の提供の求め）

第十九条の四　市町村は、当該市町村の住民であってかつて当該市町村以外の市町村（以下この項において「他の市町村」という。）に居住していたものに対し健康増進事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該他の市町村が当該住民に対して行った健康増進事業に関する情報の提供を求めることができる。

２　市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより行うよう努めなければならない。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正）

第四十八条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第二号中「第十九条」を「第十九条第一項から第三項まで」に、「若しくは第二項」を「、第二項若しくは第五項」に改める。

第十八条第一項中「次条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「又は保存期間」を「、保存期間」に改め、「署名用電子証明書失効情報ファイル」の下に「又は特定署名用電子証明書記録情報」を加え、同項第一号中「第二十一条」を「第二十一条第一項若しくは第二項」に改め、「第五十二条第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、同項第二号、第四号及び第五号中「受領した回答」を「受領した回答等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「署名用電子証明書失効情報ファイル」の下に「、特定署名用電子証明書記録情報」を加え、同項第一号中「次条」を「次条第一項から第三項まで」に改め、「若しくは第三項」の下に「から第五項まで」を、「第三項まで」の下に「、第五項若しくは第六項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の求めがあった場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報（署名用電子証明書（第十五条第一項の規定により効力を失っていないものに限る。以下この項において同じ。）に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七条第三号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うものとする。

４　署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認したときは、当該確認の後においても、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていないことを確認するため、機構に対し、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供を求めることができる。

５　署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認した後、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていることを確認したときは、機構に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めることができる。

第二十条第一項中「次条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「第十八条第五項各号」を「第十八条第六項各号」に改め、同条に次の三項を加える。

４　団体署名検証者は、次条第四項の規定により署名確認者から特定署名用電子証明書記録情報の提供の求めがあったときは、機構に対し、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めなければならない。

５　団体署名検証者は、前項の場合において、第十八条第三項の規定により特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けたときは、政令で定めるところにより、速やかに、署名確認者に対し、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行わなければならない。

６　前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第六項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供を行わないことができる。

第二十一条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条に次の二項を加える。

３　署名確認者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認したときは、当該確認の後においても、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていないことを確認するため、団体署名検証者に対し、前条第一項の規定による回答を求めることができる。

４　署名確認者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認した後、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていることを確認したときは、団体署名検証者に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めることができる。

第三十七条第三項第六号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、「署名用電子証明書失効情報ファイル」の下に「、特定署名用電子証明書記録情報」を加える。

第四十一条中「第三項」を「第四項」に改め、「署名用電子証明書失効情報ファイル」の下に「、特定署名用電子証明書記録情報」を加える。

第四十五条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第十八条第三項の規定により特定署名用電子証明書記録情報を提供する場合

第四十五条第四号中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

第五十条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、「署名用電子証明書失効情報ファイル」の下に「、特定署名用電子証明書記録情報」を加え、同条第三項中「による回答」の下に「又は同条第五項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、「受けた回答」の下に「又は同条第五項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報」を加え、「受領した回答」を「受領した回答等」に改め、同条第四項中「受領した回答」を「受領した回答等」に改める。